

旭化成建材の杭工事不正に関連して

2015年11月 川本幸立

旭化成建材の杭工事のデータ改ざん問題で、親会社の旭化成は11月13日、旭化成建材が2004年以降に行った全国3040件の内、調査が終わった2376件の1割超に当たる266件でデータ改ざんが見つかったこと、旭化成建材の工事担当者約180人の内、約3割が改ざんに関与したことを発表しました。また同日、杭打ち工事業界最大手のジャパンパイルも18件の改ざんを認めました。(注1) 杭工事不正は旭化成建材で組織的に行われていただけでなく業界全体で恒常化していたことが伺われます。

一方、問題が発覚した横浜のマンションの件では、データの改ざんだけでなく旭化成建材が開発した杭打ち工法(DYNAWING)の認定外使用(支持層が「砂質」「れき層」の場合に限定して国交大臣認定をとったが、現場の支持層は粘土が固まった「土丹層」だった)も指摘されています。(注2)

元請け(三井住友建設)の建設業法26条に基づく監督責任、一級建築士事務所(三井住友建設)の建築士法2条・18条に基づく設計監理責任が厳しく問われるべきです。設計と施工を同一会社が担う弊害を示しています。(その点では、東京オリンピックの国立競技場も同じ問題を抱えています)

こうした驚くべきレベルの監理・管理の不在、自らの責任についての当事者(監督官庁、元請け、設計者)の自覚のなさはどこからくるのか?

かつて建築確認申請に関わる問題としていわゆる姉齒事件＝耐震データ偽装事件＝があった折、バイオハザード予防市民センターの会報第37号(2006年3月)に「[耐震データ偽装事件の背景を探る](#)」と題する文章を寄せました。9年前の文章ですが、杭工事不正問題を考える上で、何らかの参考になるかもしれないと考え、再掲します。

注1:「東京新聞」2015年11月14日朝刊

注2:「しんぶん赤旗日曜版」2015年11月15日号